



5半総第 915-1 号

令和 6 年 1 月 18 日

関 係 部 課 等 長 殿

半 田 市 指 名 審 査 会 会 長

副市長 山 本 卓 美

指 名 停 止 決 定 通 知 書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

整理番号 3-06911 (株) サトー 名古屋支社

2 指名停止期間

令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 4 月 18 日まで 3 か月間

3 指名停止理由

対象業者が、岡山県岡山市内の工事外 9 件の工事において、直接的雇用関係のない出向者を主任技術者として配置した。このことが、建設業法第 26 条第 1 項に違反し、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 10 月 31 日、東京都知事から同法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止処分を受けたことによる。

(問い合わせ先 半田市総務部総務課 契約検査担当 電話 0569-21-3111 内線 250)